

千葉県公安委員会告示第 17 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第

41 条第 1 項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和 8 年 2 月 3 日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

1 聴聞の期日

令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 2 時 00 分

2 聴聞の場所

千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号
千葉県警察本部 1 階 聴聞室

3 事案番号

同法第 41 条第 2 項に基づく聴聞第 3 号